

## 滋賀県特別支援教育就学奨励費支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第2条第1項の規定および法第2条第1項の規定に準じて滋賀県（以下「県」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）に関し、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「政令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号。以下、「算定要領」という。）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）および文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費の一部を支弁することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学校 県が設置する特別支援学校
- (2) 児童等 幼児、児童または生徒
- (3) 保護者等 幼児、児童または未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者

### (対象経費)

第4条 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づく支給の対象となる経費は、交付要綱別記1の「負担対象経費」の欄に定めるとおりとする。

2 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に準じる支給の対象となる経費は、交付要綱別記2の「補助対象経費」の欄に定めるとおりとする。

(支弁の区分および対象額)

第5条 県は、政令および算定要領に規定する方法で保護者等の負担能力の程度に応じ政令第2条に規定する区分を決定する。

2 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づく支給の対象となる経費の範囲および額は、交付要綱別記1の「負担対象経費の範囲」の欄および「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。

3 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に準じる支給の対象となる経費の範囲および額は、交付要綱の別記2の「補助対象経費の範囲」の欄および「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

(経費の支給)

第6条 就学奨励費は、特別支援学校の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等またはその保護者等に対して支給しなければならない。

ただし、政令第4条に規定する特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁に関し必要な事項は、滋賀県教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。